

富山県緊急事態措置の変更に伴う本校の対応について

令和2年5月5日に富山県より緊急事態措置の変更が発表されました。
本校の関連として、継続して施設の使用制限を含む休業措置の要請が含まれております。
このことについて、下記のとおり対応いたします。

記

1. 対応方針

○学生の登校について

学生の登校及び校内で授業(遠隔授業を含む。)を受けることを引き続き禁止とします
(自宅又は寮において遠隔授業を受けることとします)。

○教職員の勤務について

引き続き教職員の在宅勤務及び時差出勤等の対策を講じ、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避する対応を行います。

2. 実施期間

・令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)までとします。

(※状況に応じて期間を延長, 短縮する場合があります。)